

(MSPO 研究所指針)

対象となる研究課題 医療における重大事例に対応する安全性技術の向上

所長 理事長が委嘱する。非常勤者には就任の権限がない。

初代所長の任期 なし

副所長 理事長が委嘱する。非常勤者には就任の権限がない。

参与 相談役 所長ないし理事長が委託する。

研究センター長 所長が任命する。

課題ごとに研究センター長を配置する。

常勤者がセンター長の資格を得られ、所長が任命する。

非常勤理事には本業との兼務を認め、センター長になる資格を有し、機構から研究費を支給する。

第三者評価 研究成果物を機構以外の有識者が評価する。

実行部隊 研究センターへの常勤ないし有期フェロー、関連大学・医療機関の専門家
センター長が任命する。

研究倫理 別途定める

A 外部からの研究費付きでの研究委託

委託研究費を機構に収める。申請書を別途に定める。

受託審査制度 所長と理事長。非常勤者には権限がない。

特任教授の制度

理事長はベンチャー企業などの職員に対して、国際連携大学院大学での当該身分を付与することができる。

4千万円で4年間。 中断、中止の際には返金しない。

申請書は別途定める

B. 政府など外部団体への研究助成金の申請

(テーマ) 複数の医療機関で分担研究するテーマとする。

国際共同研究や産学協同研究では、情報漏洩に注意すること。

(申請者) 所長が責任者となる。

(研究代表者) 所長ないし機構の常勤職者のみとする。

非常勤者は研究課題を推薦する権利を保有する。

(課題審査) 所長と理事長が合議する。

(研究実施) 研究はセンター単位で実施する。

研究補助金が交付された段階で、研究員を有期雇用、あるいは外部委託。

年1回の中間報告と各年末の成果報告書を提出する。

最終報告書は機構のホームページに公開する。

センター長の判断で、しかるべき学術誌に投稿する。

(事務管理費) 機構に 15%を収める。

(大学院大学の運営について)

名誉学長

初代学長任期 なし

副学長 4年 海外からも含める

他の大学での常勤職は、客員教授または非常勤講師とする。

顧問・理事は全員教員組織に名前を連ねる。

海外からの講師のリクルート 得な看護系が必要

大学院教育プログラム委員会 ◎本間、岡田、藤澤、藤井、四柳、酒井 ◎委員長

(研修会プログラム委員会)

大学院教育プログラム委員会+以下の方

新村美佐香、三上、他